

World Econo Move

REGULATIONS

【実施規定】

はじめに

この大会は、秋田県大潟村が、**クリーンエネルギーの探求及び有効活用の啓蒙活動の一貫として提案する大会である。**

<Econo Move>とは、世界のソーラーカーレースの第一人者であるハンス・ソルストラップ氏(ISF会長)を最高顧問とするエネルギー関連競技の推進グループ<ENERGY PROMOTION CLUB JAPAN>と、<ワールド・エコノ・ムーブ組織委員会>及び<カー・グラフィック>、< AAB秋田朝日放送 > が主催するバッテリーによる省電力走行競技である。

我々の生活に溶け込んでいる、手のひらサイズのバッテリーに蓄えられたエネルギーを最大限に活用し、決められた時間内に移動する距離を競いながら、エネルギーの尊さを実感することのできる競技である。

ワールド・エコノ・ムーブ組織委員会
会 長 能 登 文 敏
ワールド・エコノ・ムーブ実行委員会
会 長 山 本 久 博

(第1章) 総 則

本大会すべての参加者は、本規定を理解したうえ、これを遵守することに同意したものと
する。

第1条 プログラム

2002年3月10日	エントリー締切
2002年3月31日	エントリー書類提出最終期限
2002年5月4日	10:00～ 受付、車検
	12:30～ ブリーフィング
	13:00 公式練習 スタート
	15:00 公式練習 終了
	16:30～ ブリーフィング
2002年5月5日	10:30～ 出走式
	11:00 本戦 スタート
	13:00 本戦 終了
	15:00～ 結果発表
	15:30～ 表彰・閉会式、公式記者発表

第2条 大会の名称

『2002 ワールド・エコノ・ムーブ』(World Econo Move)
以下本規定においては「本大会」とする。

第3条 主催団体

本大会は、『カー・グラフィック』及び『AAB秋田朝日放送』と、『ENERGY PROMOTION CLUB JAPAN』、『ワールド・エコノ・ムーブ組織委員会』が主催するものである。

第4条 開催場所

本大会は、秋田県『大潟村ソーラースポーツライン』において開催される。

第5条 協賛

未定

第6条 後援(予定)

東北経済産業局、新潟運輸局、秋田県、大潟村ほか

第7条 プロモート

本大会のプロモーションは、『ワールド・エコノ・ムーブ実行委員会』が行う。

第8条 大会役員

<ワールド・エコノ・ムーブ組織委員会>

会 長 能登 文敏(秋田大学名誉教授、秋田県自然エネルギー開発協会会長)

副 会 長 齋藤 武雄(東北大学教授)

谷 惇(ENERGY PROMOTION CLUB JAPAN 本部長)

山本 久博(ENERGY PROMOTION CLUB JAPAN 副部長)
役 員 ハンス・ソルストラップ
(ENERGY PROMOTION CLUB JAPAN 最高顧問)
岩田 孝弘(ISF テクニカルディレクター)
阪 和明(CAR GRAPHIC 編集局長)
生方 聡(ENERGY PROMOTION CLUB JAPAN 委員)
尾高 貞雄(AAB 秋田朝日放送株式会社 営業局長)
熊谷 枝折(古河電池株式会社 東北支店部長)
高橋 俊樹(ENERGY PROMOTION CLUB JAPAN 委員)
土田 雅美(株式会社アートシステム 専務取締役)
協賛企業からも選出予定
<ワールド・エコノ・ムーブ実行委員会>
会 長 山本 久博(ENERGY PROMOTION CLUB JAPAN 副部長)
役 員 谷 惇(ENERGY PROMOTION CLUB JAPAN 本部長)
尾高 貞雄(AAB 秋田朝日放送株式会社 営業局長)
石垣 宏(有限会社アークス 代表取締役)

第9条 事務局の連絡先

『ワールド・エコノ・ムーブ』実行委員会事務局
〒010-0921 秋田県秋田市大町2丁目2-9 モードスタジオ Q 内
TEL・FAX 018-866-4334
国際 TEL・FAX 81-18-866-4334
E-mail hisahiro@wa2.so-net.ne.jp

第10条 競技クラス

オープン・クラス / 大会当日18歳以上のドライバーのクラス
ジュニア・クラス / 大会当日15歳以上18歳未満のドライバー及びメンバーを
主体とするクラス。もしくは学校名(高等学校)でのエントリー
でドライバーを含む半数以上が学生のチームのクラス。
15歳以下の参加希望者については、大会審査委員会にて審議するものと
する。

第11条 規定の改正

本大会の実行委員会は本規定を変更することができる。

第12条 規定の解釈

本規定に定められていない事項あるいは明記されていない事項については、
本大会実行委員会が最終的な決定を下すものとする。

第13条 異議申し立て

異議申し立てを行う場合には、異議申し立ての対象となる事態の発生から1時間
以内に、書面にて提出しなければならない。

- 2 異議申し立てを行うことができるのは、各チームの代表者に限る。
- 3 大会審査委員会の裁定結果は、関係当事者にのみ口頭で通知される。

- 4 競技時間中の規則違反、不正行為に対する抗議は、競技終了後1時間以内とする。
- 5 競技の最終結果に対する抗議は、暫定結果発表後30分以内とする。
- 第14条 プリーフィング**
チームの代表者及びドライバーは、2002年5月4日12:30及び16:30より行われるプリーフィングに参加しなければならない。
- 第15条 競技車両の識別**
各チームにナンバーを割り当てる。(第36条参照)
- 第16条 公式通知**
本規定以外に必要な事項に関しては、プリーフィング及び公式通知にて公示する。
- 2 緊急の場合は、場内放送などで伝達される。

〈第2章〉 エントリー

本大会は、大会当日に15歳以上の者であれば、誰でも参加できる。

- 第17条 参加申込み**
エントリーの受付は2002年2月1日から3月10日とする。
- 2 大会審査会の推薦により、15歳以下のチームを参加させる場合がある。
- 3 チームの代表者はメンバー全員の行動の責任を負うものとする。
- 4 チームの代表者は、車検の時刻まではメンバー及びドライバーの変更ができる。但し、2002年4月1日以降の変更内容に関しては、公式リストに記載されないことがある。
- 第18条 エントリーフィー**
各クラスの参加料を以下の通りとする。
オープンクラス : ￥27,000 - (バッテリー代含む)
ジュニアクラス : ￥20,000 - (バッテリー代含む)
申し込み期限(2002年3月10日)内にエントリーを取り消した場合、参加料は払い戻すものとする。期限以降の取り消しの場合は、払い戻しをしない。
- 第19条 保険**
参加チームのメンバーは、全員、本大会に関し、別紙所定の保険に加入しなければならない。
- 2 すべての参加者は、事故・損失により損害が生じた場合、自己の責任において一切の処理を行わなければならない。また主催者及び大会役員、コース施設管理者が一切の損害補償の責任を免除されていることを承知していなければならない。

(第3章) 競技概要

この競技は与えられたエネルギーをいかに上手に使い切るかを競うものであり、創意工夫、知的挑戦のレースである。

第20条 コース

この競技は 大湊村ソーラースポーツライン の南側往復約6kmのコースを使って行われる。

第21条 競技方法

各チームにイコールコンディションのバッテリーが支給され、それぞれの性能に合わせた走行計画のもとにバッテリーを使い切って走行した距離を競う競技である。

第22条 公式練習

2002年5月4日13:00からとする。

- 2 第27条に示す規定により翌日の本戦が中止となった場合、公式練習の結果が公式成績となる。

第23条 スタート

原則としてグリッドからの一斉スタートとする。

- 2 2002年5月4日の公式練習のスターティンググリッドは、エントリー順とする。

第24条 競技終了

競技時間は2時間で終了とする。

- 2 公式記録員が巡回し、ドライバーが走行記録の確認書にサインした時点で競技終了となる。

第25条 走行

原則としてすべての競技車両は左側走行とする。

- 2 走行は車間距離や速度差に充分配慮し、走行車両に追いついた場合は、ベル又はクラクションで合図した後、右側を追い越すこととする。
- 3 後方に追い越そうとしている競技車両がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲って追い越しさせること。
- 4 いかなる場合も逆走行やショートカットをしてはならない。
- 5 競技時間中の修理は、ドライバーが車載工具を使って行う場合に限り認められる。
- 6 ドライバー及びオフィシャルを除き、いかなる場合も停止している競技車両に触れることは許されない。
- 7 すべての競技者は競技中に緊急車両、オフィシャルカー、公式記録員の車両がコース内を走行することを承知していなければならない。

第26条 成績

走行距離の多い順にその栄誉を表彰する。

第27条 競技の中止

次のような場合、参加者の安全を考え、競技を中止することがある。

- (1) 強風の場合
- (2) 豪雨の場合
- (3) 災害よりコースが使用不能の場合
- (4) その他、大会本部が競技の開催又は続行が不可能と判断した場合。

第28条 信号旗

競技に使用する信号旗は以下の通りである。

- (1) 大会旗：スタート旗
- (2) 黄色旗：走行注意
- (3) 赤色旗：競技終了又は競技中止

〈第4章〉 車両規則

競技の行われる 大湊村ソーラースポーツライン は平坦な直線を主体としたハイスピードコースで、しかも折り返しポイントはヘアピンコーナーとなっているため、競技車両に対しては特に高速での安全性や制動能力が要求される。

第29条 シャシー・ボディー

競技車両のデザイン及び構造は以下の各号を除き、自由である。

- 2 車両サイズ：走行中の競技車両は、全長 3.0m、全幅 1.2m、全高 1.6m 以内とする。
- 3 ブレーキ：ドライバーが搭乗した状態で8%勾配のパネル上に制止可能なブレーキを装備すること。

第30条 モーター

特に制限はしない。

第31条 バッテリー

公式練習及び競技中は指定されたバッテリー以外使用することはできない。

- 2 搭載方法は自由であるが、速やかにかつ電氣的結線部が確実に接続できるように準備すること。

第32条 コンデンサー

コンデンサーを使用する場合は、スタート前に電荷がゼロであることを証明しなければならない。

第33条 電装品及び他のエネルギー源

電気配線は、車検にて外からそのとりまわしが確認できる状態でなければならず、例えばパイプ等の中を通したりしてはならない。

- 2 乾電池も含めて、支給されたバッテリー以外のいかなる電池も搭載できない。
- 3 但し、独立配線が確認できるスピードメーターに限り搭載可とする。

- 4 人力を含めて、走行の補助となりうる機構又は装備は一切認められない。
5 他のエネルギー源が搭載されていると疑われる構成、部分がある場合は、車検に
合格できない場合がある。
6 但し、駆動用モーターによる回生制動は、省エネ走行をテーマとする本大会の主
旨に合致しているので推奨する。
7 無線機の使用は許可しない。但し、市販の携帯電話及びPHSの持ち込みは可と
し、走行中はハンズフリー装置を使用すること。

第34条 安全性

- 競技車両の外側及びコックピット内に危険につながると思われる不要な突起物があ
ってはならない。
2 ヘルメット：ドライバーはJISマークの確認ができるヘルメットを着用すること。
3 ドライバーは電氣的ショックから保護されていなければならない。
4 30ボルト以上の電圧を使用する時は、高圧警告表示しなければならない。
5 緊急の場合に備え、ドライバーは速やかに自力で脱出ができること。
6 警笛：ベル又はクラクションを装備すること。
7 視界：安全走行に著しく支障となるほど視界が限られている場合は、車検にて
修正指示を出す場合がある。
8 バックミラー：1個以上装備すること。
9 高速回転体(チェーン、スプロケット、ギアなど)には保護カバーを施さなければなら
ない。

第35条 車両検査

- 競技に参加するすべての車両は、2002年5月4日10:00から行われる公式車両
検査を受けなければならない。
2 競技に参加するすべての車両は、車両規則に基づく項目ごとにその適合の確認
を受けなければならない。
3 競技長より車両の修正を命じられた時間内に行えない場合は、競技に出場できな
い。
4 車両検査終了後は車両規則に定められた内容に関して変更してはならない。
5 競技終了後、成績発表まで車両を指定場所に保管すること。また、入賞対象車両
は再び車両検査を受けなければならない。

第36条 競技番号(ゼッケン)及び公式ステッカー

- 参加車両は主催者が支給するゼッケン2枚と大会ステッカーを確認しやす
い場所に貼らなければならない。
2 ゼッケン及び大会ステッカーはそれぞれ直径20cmの円形に収まる形状とする。

第37条 ドライバーの体重

- ドライバーの体重は70kgとする。
2 70kgに満たないドライバーは、不足分のウエイトを搭載することとする。このウエ
イトは車検時、スタート前、ゴール後の再車検時に確認することとする。

〈第5章〉 その他

第38条 失格

次のような場合、失格を命ずる場合がある。

- (1) 走行中に手押し又は足により、明らかに走行を補助している行為が認められた場合。
- (2) バッテリーの封印開封後、又はケースの破損が見られた場合。
- (3) 本戦にて、支給されたバッテリー以外の電池又は別の電力手段が用いられたことが確認された場合。
- (4) 競技委員の指示に従わなかった場合。
- (5) 審査委員会が悪質なマナー違反と判断した場合。

第39条 肖像権

参加者はエネルギーの有効活用の啓蒙活動及び『ワールド・エコノ・ムーブ』の広報活動の為に、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などにおけるドライバー及び車両の肖像権を大会実行委員会に提供するものとする。

第40条 広告

競技車両の車体に広告を付けることができる。

- 2 マークやレタリングは不快感を与えるものであってはならない。

第41条 賞典

クラス別に1位から6位までを入賞とする。

- 2 技術的に優れたチームなどには特別賞が用意される。
- 3 記録証明書：コースを1周以上したチームには走行記録証明書を授与する。

第42条 エネルギーの換算規準

1Ep(エコパワー) / エコパワーとは、ガソリン1リットルのもつエネルギーを電気エネルギー(Wh)に換算した値である。

本大会では、8,972Wh = 1Epとする。

第43条 補則

すべての参加者は、競技運営上のあらゆる規定、大会競技委員の指示に従い、常に明朗かつ公正に行動し、言動を慎み『ワールド・エコノ・ムーブ』大会を構成するあらゆる関係機関及び関係委員の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。

付則

この規定は、『2002 ワールド・エコノ・ムーブ』に摘要されるもので、2002年1月1日より施行される。

参加要項

1. 申込みの手順

(1) 提出書類に必要事項を記入し、当実行委員会事務局宛に書留で送付してください。

送付先 : 〒010-0921

秋田県秋田市大町2丁目2-9 モードスタジオQ 内
ワールド・エコノムープ実行委員会事務局

提出期限 : **エントリー締切**

参加申込書(様式-1)を提出 2002年3月10日(日)必着
エントリー書類提出最終期限

その他の書類(様式-2~6)を提出 2002年3月31日(日)必着

(2) 参加料を下記の口座にお振込みください。

振込先 : 秋田銀行 大湊支店

口座番号 : 普通預金 84717

口座名 : ワールド・エコノムープ実行委員会
会長 山本久博

参加料 : オープン・クラス 27,000円

ジュニア・クラス 20,000円

振込期限 : **2002年3月11日(月)**

申込み期限(2002年3月10日18:00)内に参加を取り消した場合は、参加料を払い戻しいたしますが、期限以降の取り消しの場合には払い戻しいたしませんのでご了承ください。

レギュレーション 第2章 第18条を参照ください。

お振込みの際には、必ずチーム名もしくはチーム代表者名でお振込みください。

(3) 当実行委員会事務局では、参加登録書(様式-1)を受理し、参加料の振込みが確認された時点で、「エントリー完了通知(ゼッケンNo.の交付)」を発行、送付いたします。

2. 記入上の注意事項

提出書類は、できるだけ詳しく、正確にご記入ください。

記載事項に変更があった場合は、速やかに書面で当実行委員会事務局までご連絡ください。

(1) **参加登録書(様式-1)**

チーム名 : 必ず記入してください。個人参加の場合は個人名でも可。

当事務局の処理上、**和文で20文字以内、英文で40文字以内**におさめてください。また、和文表記の場合、英文表記もご記入ください。記入のない場合の英文表記については事務局にご一任ください。

車名 : 必ず記入してください。

文字数、表記については、上記「チーム名」を参照のこと。

所 属：会社又は学校単位での出場の場合は、会社名・学校名を記入してください。プライベート・チーム又は個人参加の場合は、「個人」と記入してください。

代表者氏名：必ず記入してください。(20歳以上の方に限ります。)

エントリー・クラス：該当するクラスにマーキングしてください。

チームの特徴：PR、エントリーの動機等、ご自由にご記入ください。

「様式 - 1」については、大会当日のチーム紹介や大会プログラム作成の参考にいたしますので、記入もれのないようご注意ください。

(2) **ドライバー登録書(様式 - 2)**

ドライバーの登録は複数でも可とします。

年齢は、2002年5月4日当日の年齢を記入してください。ドライバーが未定の場合は、その旨を用紙の余白に記入してください。

(3) **チームメンバー登録書(様式 - 3)**

チーム代表者、ドライバーを含めた**メンバー全員**の氏名・生年月日・年齢(2002年5月4日当日の年齢)をご記入ください。

用紙が足りない場合は複写(コピー)して提出してください。

(4) **車両仕様書(様式 - 4)**

車両については、記入段階で判明している限りをご記入ください。大会当日までに仕様の変更があった場合は、書面にて当事務局へご連絡ください。

車両が未完成、あるいは設計段階の場合は、設計予定を記入し、用紙の余白にその旨をご記入ください。

(5) **写真又はデザイン画(様式 - 5)**

指定枠内に写真を貼るか、デザイン画をお書きください。添付いただいた写真又はデザイン画は、当日配布される大会プログラム等に掲載する予定です。

(添付写真又はデザイン画は、返却できませんのであらかじめご了承ください。)

(6) **参加承諾書(様式 - 6)**

メンバーの中に未成年者が含まれる場合のみ、保護者の承諾が必要となりますので、必ずご記入ください。承諾書がない場合、原則としてそのメンバーは参加できないこととなります。

用紙が足りない場合は複写(コピー)して提出してください。

3. 自動車保険加入の義務

競技中に事故が発生した場合、主催者側はその責任を負いません。

レギュレーション 第2章 第19条をご参照ください。

参加チームは、次の事項に基づき、保険に加入してください。

(1) 強制保険

出場車両は、対物・対人・搭乗者傷害を対象とする賠償責任保険に強制加入するものとし、2002年5月4日までに、次の(2)を最低条件として、各自が最寄りの損害保険会社で保険加入手続きを終え、保険契約申込書の写しを提出してください。大会当日までに保険契約申込書の写しが提出されない場合は、大会に出場できないこととなります。

(2) 保険担保額(最低条件)

対人補償	無制限
対物補償	500万円
搭乗者傷害	1,000万円
保険担保期間	7日間(大会開催日前後あわせて)

例: 2002年5月1日～5月7日

大会当日、受付時に即時加入はできません。当事務局で事前にご案内する保険会社のものにあらかじめ加入いただくか、他社の同等のもので各自事前にご手配いただくようお願いいたします。

当事務局では、チームメンバーを対象とした傷害保険も斡旋・紹介いたします。

(強制保険ではありません。)